

高校を卒業した後に日本で働くことを考えている外国人のみなさんへ

入管（出入国在留管理局）では、お父さんやお母さんと一緒に日本に住んでいる人が、高校を卒業した後に日本で働きたいとき、「定住者」か「特定活動」の在留資格に変えることができるようにしています。どういった人が「定住者」か「特定活動」の在留資格に変えることができるのか、在留資格を変えるために入管にどんな書類を持って行けばいいのか、くわしくは次に書いてあることを見てください。

か 変えることができる人

「定住者」に変えることができるのは、次が全部○になる人です	「特定活動」に変えることができるのは、次が全部○になる人です
日本の小学校と中学校を卒業している	—
日本の高校を卒業している、または卒業を予定している	日本の高校を卒業している、または卒業を予定している ※高校に途中から入学した人は、日本語能力試験N2に合格できるくらい日本語を話すことができる必要があります。
—	お父さんやお母さんが日本に住んでいる
日本に初めて入国してからずっと「家族滞在」の在留資格で日本に住んでいる	—
※「家族滞在」とは別の在留資格で日本に住んでいる人でも、「家族滞在」の在留資格にあてはまる人は、○になります。	—
17歳までに日本に入国している	—
働く会社が決まっている	※働く時間が、1週間で28時間を超えている必要があります。
日本の法律で決められたことを守っている	※住所が変わったら住んでいる町の役所に書類を出す、など。

入管に持って行く書類

定住者	特定活動
在留資格変更許可申請書(T) (タテ4cm×ヨコ3cmの自分の顔の写真は貼る)	在留資格変更許可申請書(U) (タテ4cm×ヨコ3cmの自分の顔の写真は貼る)
履歴書(日本の小学校と中学校を卒業したことが書いてあるもの)	履歴書(日本の高校に入塾した日が書いてあるもの)
日本の小学校と中学校の卒業証書の写し<=コピー>、または卒業証明書	日本の高校の在学証明書(入学した日が書いてあるもの)
—	高校に途中から入学した人は次のうちどちらかがわかる書類 ・日本語能力試験N2以上に合格している ・BJT ビジネス日本語能力テスト・JLRT 聴読解テスト(筆記テスト)で400点以上をとっている
身元保証書	お父さんやお母さんが書いた身元保証書 (働いているお父さんやお母さんが身元保証人になってください。)
日本の高校を卒業した人 → 卒業証書の写し<=コピー>、または卒業証明書 これから日本の高校を卒業する人 → 卒業見込み証明書	—
日本の会社などで働くことを証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書など) ※内定通知書に、雇用期間、雇用形態と給与額が書かれていないときは、これらがわかる書類(求人票など)と一緒に出示してください。	—
住民票の写し(※もらうときには、「マイナンバーだけ省略してください」と言ってください。)	—

※入管に書類を出した後に、審査のために、ここに書かれていない書類を出していただくとお願いする場合があります。

わからないときは、^{にゆうかん}入管に^{しつもん}質問してください。

と あ さき
＜問い合わせ先＞

さっぽろしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
札幌出入国在留管理局

TEL 011-261-7502

せんだいしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
仙台出入国在留管理局

TEL 022-256-6076

とうきょうしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
東京出入国在留管理局

TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP, PHS, ^{がいこく}外国から)

よこはましきよく
横浜支局

TEL 045-769-1720

なごやしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
名古屋出入国在留管理局

TEL 052-559-2150

おおさかしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
大阪出入国在留管理局

TEL 06-4703-2100

こうべしきよく
神戸支局

TEL 078-391-6377

ひろしましゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
広島出入国在留管理局

TEL 082-221-4411

たかまつしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
高松出入国在留管理局

TEL 087-822-5852

ふくおかしゆつにゆうこくざいりゆうかんにきよく
福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-5420

なはしきよく
那覇支局

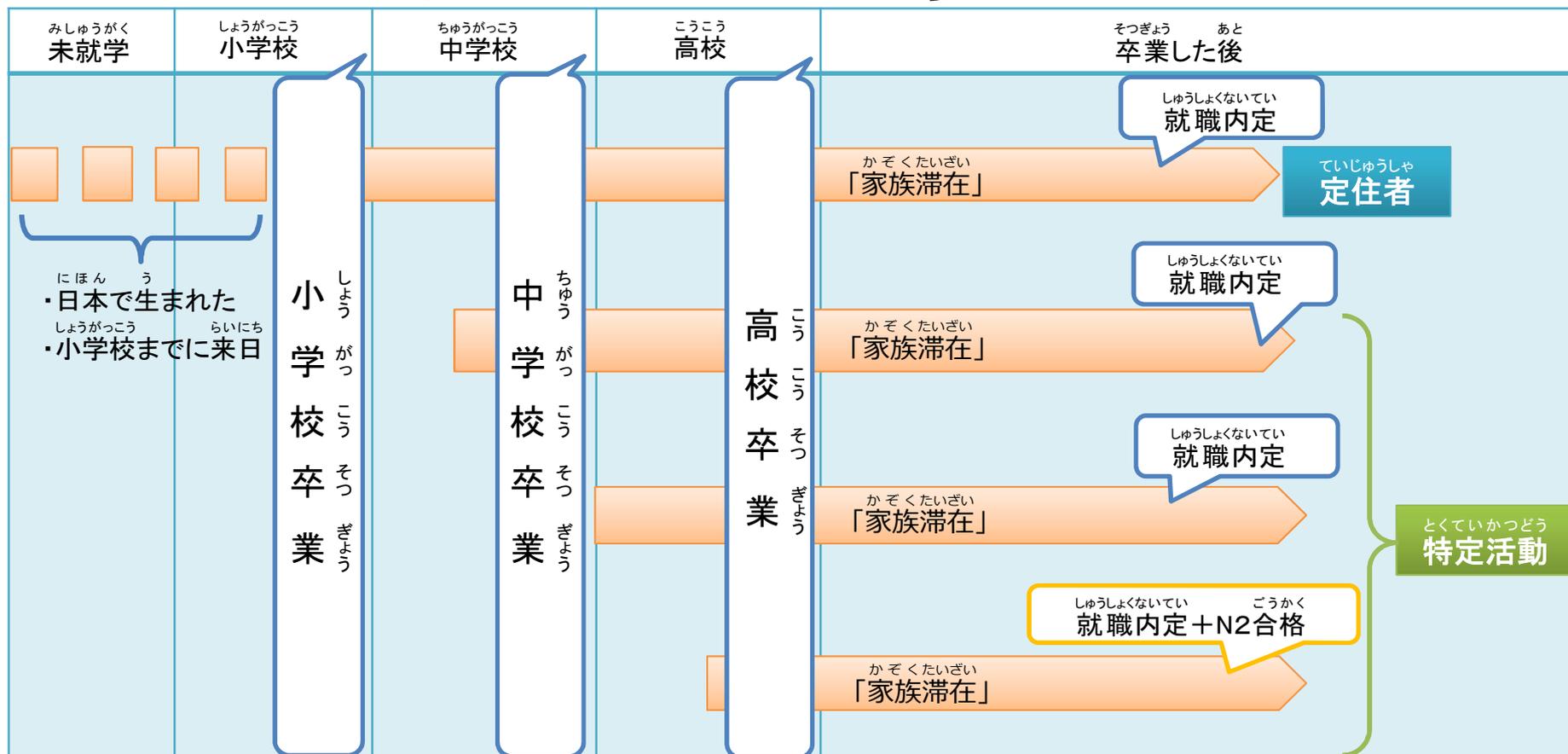
TEL 098-832-4185

高校を卒業した後に日本で働くことを考えている外国人の方の在留資格について

おも 主なルート

定住者：17歳までに入国 + 小学校卒業 + 中学校卒業 + 高校卒業 + 就職内定

特定活動：17歳までに入国 +
 { 高校入学 → 卒業 } + 就職内定 + 日本に住んでいる親の身元保証



※「家族滞在」とは別の在留資格で日本に住んでいる人でも、「家族滞在」の在留資格の条件に合う人（「留学」等）はあてはまります。